

今後の小中一貫教育校設置に関する考え方（案）

1 小中一貫教育校設置の効果

(1) 現・基本方針における小中一貫教育校設置の効果

- ①発達段階に応じた計画的・継続的な学習指導および生活指導の充実
- ②小学校から中学校への円滑な移行による不登校や問題行動の減少
- ③幅広い異年齢集団活動による豊かな人間性・社会性の育成
- ④小・中学校教員の相互協力による学力・体力の向上
- ⑤地域社会との連携による地域の教育力の向上、学校と地域社会の活性化

(2) 新たな基本方針における小中一貫教育校設置の効果（案）

- ①授業改善による学力・体力の向上
- ②連携指導による豊かな人間性・社会性の向上
- ③滑らかな接続による安定した学校生活

<検討事項>

- ・小中一貫教育校と小中一貫教育実践校（研究グループ）において、めざすものや効果は共通でよいか
- ・小中一貫教育校は、小中一貫教育の研究開発校として9年間一貫した教育活動を充実させ、小中一貫教育の手法や成果を他の小・中学校へ波及させる役割をもつという考え方でよいか

2 9年間の区切り

(1) 現・基本方針における9年間の区切り

- I期（1～4年）
- II期（5～7年）
- III期（8・9年）

(2) 新たな基本方針における9年間の区切り（案）

- A 施設形態や小中一貫教育校・実践校・連携校に関わらず、練馬区立学校においては一律で4－3－2とする
- B 施設一体型では4－3－2、施設分離型では6－3とする
- C 小中一貫教育校では4－3－2、小中一貫教育実践校・連携校では6－3とする
- D 施設形態等によってグループで区切りを選べることとする

3 小中一貫教育校の選定基準

(1) 現・基本方針における選定基準

- ①学習指導および生活指導上、小中一貫教育の効果が期待できる
- ②小中連携の活動実績がある
- ③学校と地域社会の活性化が期待できる
- ④小学校と中学校が隣接している
- ⑤小学校と中学校の通学区域が一致しているか、小学校が中学校の通学区域に包含されている

(2) 新たな小中一貫教育校の選定基準（案）

1) 学校間の距離

隣接または近接（おおむね 300m 以内）とする

※ただし、小中一貫教育校設置の過程における暫定的な分離型の状況は容認する。

2) 小中一貫教育校の通学区域

小学校と中学校の通学区域が一致しているか、小学校が中学校の通学区域に包含されている

<検討事項>

- ①小学校と中学校の通学区域が一致している場合、中学受験を考慮すると、選択制度で流入しない限り、中学部の学年規模が小学部の学年規模よりも小さくなる可能性が高くなる。中学部（7～9年）の学年規模が小学部（1～6年）の学年規模よりも小さくなる小中一貫教育校を是とするか
- ②例えば、1中学校の通学区域が2小学校の通学区域を包含している場合、1中1を小中一貫教育校とすると、7年生から大幅に生徒数が増えることになるが、そのような小中一貫教育校を設置する場合の留意点は何か

3) 小中一貫教育校の学校規模

練馬区では小学校は 12～18 学級、中学校は 11～18 学級を適正規模としているが、小中一貫教育校の学校規模については定めがない

小中一貫教育校の適正規模については、各学年 3 学級程度、1～9年で 27 学級程度を想定してはどうか。（1 学級 30 人として児童生徒数 810 人、1 学級 35 人として 945 人）